

令和 6 年 10 月 1 日

建設業労働災害防止協会 長崎県支部長 殿

長崎労働局 労働基準部  
健康安全課長

### 労働者死傷病報告の改正に係る周知のお願いについて

安全衛生行政の推進につきまして、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 1 月 1 日から労働者死傷病報告の報告事項が改正されますとともに、事業者からの報告が原則として電子申請となります。

今回の改正にあたり、改正内容に係るリーフレットの作成や電子申請方法の説明資料等の情報を厚生労働省のホームページに掲載し周知を行っているところではありますが、貴会員事業場の皆様への周知につきましてもご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、説明会や会議などで労働者死傷病報告書の作成要領等の説明のご要望がございましたら、当課あてご連絡ください。

#### 【参考情報】

検索

厚生労働省 労働者死傷病報告の報告事項が改正

(裏面に厚生労働省ホームページの掲載画面を掲載)



## (厚生労働省ホームページの掲載画面)

厚生労働省ホームページの掲載画面です。画面構成は、ヘッダー、ナビゲーションメニュー、主な情報発信部（本文）、関連リンク、携帯用リンク、QRコード等で構成されています。

本文部では、「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)」と題する記事が掲載されています。この記事には、電子申請用紙のイメージ図が示され、各欄に赤い枠で示された5つの手順が記載されています。

手順1：事業の種類  
手順2：被災者の職種  
手順3：傷病名及び傷病部位  
手順4：災害発生状況及び原因  
手順5：国籍・地域及び在留資格

記事下部には、電子申請に当たっては厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請表格印刷に係る人材支援サービス」をご活用くださいとの記載があります。

QRコードを読み取ると、該当する届出書類が自動的にダウンロードされる仕組みとなっています。

- ※令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。  
これらの報告にも、人材支援サービスをご活用ください。
- 厚生労働省官署登録/安全管理監査/労働衛生監査/労務監査の進行報告
  - 心理的不調の検査を実施するための検査結果報告
  - 石膏化高炉における鋼鉄炉診断結果報告
  - 鋼鐵炉等融解炉診断結果報告
  - じん肺病状況報告